宿つなぐ旅ラボ設置規程

第１条（趣旨）

本規程は、えひめ食・観光・農林漁業プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）規約第４条第１項に基づき、県内地域特有の体験型観光コンテンツの掘り起こしおよび磨き上げを行うとともに、体験型観光コンテンツと宿泊施設の連携を推進するため設置する「宿つなぐ旅ラボ」（以下「旅ラボ」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第２条（目的）

旅ラボは、県内地域特有の体験型観光コンテンツの掘り起こしおよび磨き上げを行うとともに、体験型観光コンテンツと宿泊施設が連携し、観光・地域ビジネスモデルの開発・実証・事業化を推進し、地域の収益力向上（地域の稼ぐ力の強化）と自律的な地域活性化を実現することを目的とする。

第３条（所掌事項）

旅ラボの所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

1. 県内の地域が有する体験型観光コンテンツの掘り起こしおよび磨き上げに関すること
2. 体験型観光コンテンツと宿泊施設の連携に関すること
3. 民間主導による持続可能な観光・地域ビジネスモデルの構築に関すること
4. 前３号の推進に向けた官民連携・政策提言に関すること
5. 前４号に掲げるもののほか、県内における「食・観光・農林漁業」等の産業活性化および収益化に資する取組に関すること

第４条（参加条件等）

参加条件および加入手続等は、以下の通りとする。

1. 旅ラボに参加する者（以下「参加者」という。）は、本規程を遵守するとともに、第２条に定める目的達成に向け、自らのアセットやノウハウ、事業リソースを提供し、主体的かつ迅速に行動しなければならない。
2. 本活動に賛同し、具体的なアセットやノウハウ、事業リソースを提供できる者は、第 14 条に定める事務局の承認を得て、随時、旅ラボに加入することができる。
3. 旅ラボからの脱退については、第 14 条に定める事務局に届け出るものとする。

第５条（活動および運営）

活動および運営方法は、以下の通りとする。

1. 旅ラボは令和８ 年９ 月より活動を開始し、定期的な会合（Web 開催および機動的なオンラインコミュニケーションを含む）を通じて活動を推進する。
2. 旅ラボの活動に伴う直接経費は、原則として各参加者が負担する。ただし、共同で実施する実証事業等で別途合意した費用についてはこの限りでない。

4. 旅ラボの活動状況および成果は、毎年度、プラットフォームへ報告・共有する。

5. 旅ラボは、活動開始から１ 年間を集中推進期間として第２条に定める目的達成に向け活動し、期間終了後は事業化および活動の進捗に応じて継続・発展的解消等を協議・決定する。

第６条（秘密情報）

秘密情報の定義は、以下の通りとする。

1. 本規程において「秘密情報」とは、旅ラボにおける活動を通じ、他の参加者から開示され、又は知り得た全ての業務上・技術上・事業計画上の情報、協議内容、およびその検証データをいう。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外する。

(1) 取得した時点で既に公知または公用であったもの

(2) 取得後、自己の責によらず公知または公用となったもの

(3) 取得以前に守秘義務を負うことなく既に所有していたもの

(4) 正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく合法的に取得したもの

第７条（秘密情報の保持義務）

秘密保持義務に関する規程は、以下の通りとする。

1. 参加者は、秘密情報について厳に秘密を保持し、事前に開示当事者の書面承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩してはならない。

2. 前項の規定にかかわらず、参加者は事業化および活動に必要な範囲内に限り、事前に開示当事者の書面承諾を得ることなく、以下の者に対して秘密情報を開示することができる。ただし、同等の秘密保持義務を課さなければならない。

・参加者が所属する企業・団体の役員、従業員、および事業推進上必要な業務委託先

・弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、専門アドバイザー等の専門家

3. 参加者は、前項の開示を行った場合、速やかに開示当事者に報告するものとする。

4. 法令等に基づき開示が義務付けられた場合は、事前に開示当事者へ通知・協議の上、最小限の範囲で開示することができる。

第８条（秘密情報の管理および使用制限）

参加者は、開示当事者から開示された秘密情報を厳重に管理し、事前に開示当事者の書面承諾を得ることなく、旅ラボの活動目的以外のいかなる目的（競合事業への直接利用等を含む）にも使用してはならない。

第９条（秘密情報の監督）

開示当事者は、受領当事者に対し、秘密情報の管理状況について報告を求めることができ、不十分と認められる場合は改善を求めることができる。

第 10 条（知的財産権および権利帰属）

自社 IP および共同成果の権利帰属は、以下の通りとする。

1. 旅ラボの活動において参加者から提示・開示されたアイデア、ノウハウ、データ、ビジネスモデル等

に関する一切の知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権等を含む）は、開示当事者に帰属する。

2. 旅ラボの活動を通じて共同で創出された新規の知的財産権・事業成果の取扱いおよび権利帰属については、創出に関与した参加者間において、貢献度や事業化の主体性を考慮し、別途協議の上で合意するものとする。

3. 秘密情報の開示は、受領当事者に対する知的財産権の移転または許諾を意味するものではない。

第 11 条（秘密情報の返還および廃棄）

受領当事者は、旅ラボの活動終了時または開示当事者の要請があった場合、開示当事者の指示に従い、秘密情報（複製物を含む）を速やかに返還または安全に廃棄・消去しなければならない。

第 12 条（損害賠償責任）

受領当事者が本規程の秘密保持義務等に違反し、他の参加者または行政機関に損害を与えた場合、当該受領当事者はそれにより生じた直接かつ現実の損害を賠償する責任を負う。

第 13 条（秘密情報の有効期間）

秘密情報の有効期間は、以下の通りとする。

1. 秘密情報に関する有効期間は、旅ラボの活動終了時までとする。

2. 旅ラボ脱退後または活動終了後であっても、第７条（秘密保持義務）、第８条（管理・目的外使用禁止）、第 10 条（権利帰属）、第 12 条（損害賠償）の規定は、脱退並びに活動終了後も、なおその効力を有する。

第 14 条（事務局）

旅ラボの運営および事務処理は、愛媛県企画振興部政策企画局官民共創推進課の協力のもと、株式会社アート不動産が処理する。

第 15 条（雑則）

本規程に定めのない事項または運営上の問題が生じた場合は、参加者間で誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

本規程は、令和８ 年 10 月 30 日から施行する。